

山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、山梨県内の燃料電池自動車の普及促進を図ることを目的とし、個人、個人事業者及び法人が県内を使用の本拠とする燃料電池自動車を導入する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 燃料電池自動車

搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機として、内燃機関を併用しない検査済み自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。）に該当するものを除く。

二 リース契約

燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事業者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約。

三 リース事業者

リース契約その他知事がリース契約に同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池自動車の貸付等を行う者。

四 割賦販売

燃料電池自動車の所有者である売主が、当該燃料電池自動車の買主に対し、当事業者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該燃料電池自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車を販売すること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、別表1のいずれかの要件に適合する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金交付の対象としない。

一 第7条の交付の申請時において、県税に滞納がある者

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)

三 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)

四 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

五 法人であつて、その役員のうち暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの

六 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

七 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

八 前3号から7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(補助対象自動車の要件)

第5条 補助対象自動車は、別表2に定める要件のすべてに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、別表3に定める経費及び額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を、当該補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該交付申請書を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。また、適正と認めないときは、山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があつたときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする

きは、山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、山梨県燃料電池自動車導入支援事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、燃料電池自動車を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 規則第20条第3号の規定により知事が定める財産は、補助対象の燃料電池自動車とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

3 補助事業者は、処分制限期間内において、補助対象の燃料電池自動車を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が、あらかじめ山梨県燃料電池自動車導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を得た場合はこの限りではない。

4 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、県が実施する燃料電池自動車に係る普及啓発活動に協力するよう努めなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月3日から施行し、平成27年7月3日から適用する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づ

き交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

| 説明 | 内容 |
|-------------|--|
| 補助金交付対象者の要件 | <p>一 山梨県内に1年以上在住する個人</p> <p>二 山梨県内に事務所又は事業所を有する個人事業者</p> <p>三 山梨県内に事務所又は事業所を有する法人（国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を除く。）と山梨県外の地方公共団体を除く。）</p> <p>四 一から三までの個人又は法人と補助金の交付対象となる燃料電池自動車に係るリース契約等を締結したリース事業者</p> |

別表2（第5条関係）

| 説明 | 内容 |
|------------|--|
| 補助対象自動車の要件 | <p>一 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の対象となる燃料電池自動車であること</p> <p>二 初度登録され、かつ過去に補助金申請したことがない燃料電池自動車であること</p> <p>三 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用である燃料電池自動車であること</p> <p>四 平成27年7月3日以降に支払が完了した燃料電池自動車であること</p> <p>五 補助金の交付を受けようとする年度内に代金支払、初度登録、引渡を完了した燃料電池自動車であること</p> <p>六 自動車検査証における使用の本拠の位置及び所有者（リース事業者又は割賦販売の場合にあっては、使用者）の住所が山梨県内にあること</p> <p>七 補助金の交付対象者がリース事業者である場合は、車両購入後、速やかにリース契約を締結したうえで、月々のリース料金について、山梨県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定してあること</p> <p>八 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する燃料電池自動車でないこと</p> |

別表3（第6条関係）

| 説明 | 内容 |
|--------|--|
| 補助対象経費 | 燃料電池自動車の車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則で定める基準額の差額（ただし、消費税及び地方消費税は除く。） |
| 補助金の額 | 補助対象経費の額に1/6を乗じて得た額（千円未満切り捨て、上限50万円） |

別表4 (第7条関係)

| 番号 | 必要書類 | 個人 | 個人事業者 | 法人 | リース事業者 | 備考 |
|----|--|----------|-------|----|--------|----|
| 1 | 交付申請書(様式第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 原本 |
| 2 | 誓約書(補助事業者の押印のあるもの) | ○ | ○ | ○ | ○ | 原本 |
| 3 | 購入車両(購入し、又はリース契約等を締結した燃料電池自動車をいう。)の代金に係る請求書又は契約書 ※車両登録番号、車体番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。 | ○ | ○ | ○ | ○ | 写し |
| 4 | 購入車両の代金の支払に係る領収書 ※販売会社等の印があるものに限る。 | ○ | ○ | ○ | ○ | 写し |
| 5 | 購入車両の自動車検査証 | ○ | ○ | ○ | ○ | 写し |
| 6 | 振込先口座が確認できる書類(様式第1号別紙に記載した口座が確認できる書類) | ○ | ○ | ○ | ○ | 写し |
| 7 | 登記事項証明書(現在事項全部証明書) ※リース事業者で、予定貸与先が法人の場合、予定貸与先の登記事項証明書等も必要 | | | ○ | ○※ | 原本 |
| 8 | 住民票 ※リース事業者で、予定貸与先が個人、個人事業者の場合、予定貸与先の住民票も必要 | ○ | ○ | | ※ | 原本 |
| 9 | 県税(個人県民税、地方消費税を除く)に未納がない証明 ※リース事業者は、予定貸与先の県税(個人県民税、地方消費税を除く)に未納がない証明も必要 | ○ | ○ | ○ | ○※ | 原本 |
| 10 | 購入車両に係るリース契約書 | | | | ○ | 写し |
| 11 | 購入車両に係るリース料金の算定根拠を示す書類(通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの) | | | | ○ | 原本 |
| 12 | 購入車両に係る写真(当該車両のナンバープレートが写るものに限る) | ○ | ○ | ○ | ○ | — |
| 13 | その他県が必要と認める書類 | 必要に応じて提出 | | | | |

※登記事項証明書(現在事項全部証明書)、住民票、県税(個人県民税、地方消費税を除く)に未納がない証明については、申請時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。